件	名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例							
主	管 課 健康増進課(障害福祉課)								
根拠	法令等								
【改正の概要	Ę								
1 愛媛県子ども療育センターの設置及びそれに伴う愛媛整肢療護園の廃止 改 正 後 ひ ひ で れ に 伴う愛媛 整 肢療 護 園の 廃 止 ひ で の し の し の の の の の の の の の の の の の の の									
□ <u>改正後</u> ひ正 □									
名称	目的		位置		名称	目的]	位置	
<u>愛媛県</u> <u>立子ど</u> <u>も療育</u> センタ	<u>立子ど</u> し、保護、治療、日常生活の指 <u>も療育</u> 導、独立自活に必要な訓練等を				<u>愛媛整</u> <u>肢療護</u> 園	<u>上し、下し又は</u> <u>不自由な児童を</u> <u>もに、独立自活</u> <u>技能を与える。</u>	<u> 治療するとと</u>	<u>松山</u> 市	
<u>相談等を行う。</u> 2 愛媛県健康増進センターの廃止及びそれに伴う愛媛県精神保健福祉センターの改称及び機能拡充									
<u>改正後</u>					改正前				
<u>愛媛県</u> <u>心と体</u> <u>の健康</u> センタ ニ	精神保健及び料 祉に関する知識 研究神通でに困 援医神費の支給 び精の申請に 交付のともに、 に関する相談等	^炎 及び指導並び 療に係る自立支 合認定の申請及 尿健福祉手帳の すする判定等を 不妊及び難病	松山市		<u>愛 </u>	精神保健及び精 祉に関する知識 研究並びに相談 に精神通院医療 援医療費の支給 び精神障害者保 交付の申請に対 行う	の普及、調査 及び指導並び に係る自立支 認定の申請及 建福祉手帳の	松山市	
					<u>愛媛県</u> <u>健康増</u> <u>進セン</u> <u>ター</u>	<u>健康の増進に関</u> <u>及、情報の収集</u> <u>査研究並びに相</u> <u>もに、健康の増</u> <u>の養成等を行う。</u>	<u>及び提供、調</u> 談を行うとと 進に係る人材	<u>松山</u> 市	
 3 愛媛県心身障害者歯科診療車の廃止 愛媛県心身障害者歯科診療車を公の施設としては、廃止(物品として愛媛県歯科医師会に貸与予定) 4 使用料条例の廃止 (1) 愛媛整肢療護園使用料条例 (2) 愛媛県健康増進センター使用料条例 5 職員の特殊勤務手当に関する条例及び愛媛県精神保健福祉センターにおける使用料及び手数料徴収条例の 一部改正 愛媛県精神保健福祉センター 									
施	施行日 平成19年4月1日								